

ものづくり企業の取引拡大強化支援業務仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、出張自粛による販路開拓活動の停滞、海外からの部品調達の遅れ等によるサプライチェーンの毀損や大手メーカー（川下企業）の生産調整により、県内ものづくり企業の受注機会が喪失しているなか、県内ものづくり中小企業の販路開拓機会の確保及び取引拡大支援のため、商談や技術交流（以下、「マッチング」という。）の機会を提供することを目的とする。

ものづくり企業・・・鋳鍛造、プレス、金属加工、金型、樹脂、電気電子、ゴム、試作、治工具、設備、表面処理などに該当する企業

2 業務名

ものづくり企業の取引拡大強化支援業務

3 履行期間

契約日から令和4年3月17日（木）

4 業務概要

（1）業務内容

ア ニーズ調査業務

ものづくり企業の受発注の動向や発注ニーズ等を調査、収集、分析して、発注企業を掘り起こす業務。

イ マッチング業務

発注企業のニーズを公表のうえ、発注企業と商談希望の県内ものづくり中小企業（以下、「応募企業」という）との個別商談会（オンラインも可）、展示会等によりマッチングを行う業務。

ウ フォローアップ業務

マッチング後の商談進捗を把握し、必要に応じて応募企業の支援を行う業務。

エ 委託業務実績報告書作成業務

委託業務にかかる実施記録として、委託業務実績報告書を県に提出する業務。

オ その他の業務

ア～エのほか、本業務を遂行するために必要となる業務。

（2）発注企業数、商談件数等

ア 発注企業数

・ニーズ調査業務により、発注企業を5社以上確保するものとする。

イ 商談件数

・商談件数は、県内ものづくり中小企業との間で延べ40件以上実施するものとする。

（3）委託業務実績報告書

・委託業務実績報告書の体裁、部数、提出方法

事業全体の実施記録として委託業務実績報告書を作成する。内容や体裁は次のとおりとし、Word等可変できるソフトで作成のうえ電子媒体（CD-R）1部及び紙（A4）3部を提出するものとする。

ニーズ調査結果（発注企業ニーズ、発注可能性のあった企業にかかる情報）
応募企業の概要
マッチングの概要、結果及びその後の進捗状況。ただし、進捗状況については、令和4年2月末時点のものを記載すること。
取組促進に向けた課題分析・検証及び提案・提言
その他、指示するもの

・提出期限

令和4年3月17日（木）

（4）業務実施にあたっての留意点

ア 共通事項

- ・業務の実施に当たっては県との連絡を密にすること。また、マッチングの対象になる発注企業及び応募企業の決定等の重要事項については、あらかじめ県と協議を行って実施すること。
- ・本業務の対象は、ものづくり企業とする。
- ・発注企業及び応募企業等から、参加料等の費用を徴収することはできないものとする。

イ ニーズ調査業務

- ・発注ニーズの調査は、アンケートや聞き取り、訪問、その他の方法により行うこととし、手法は問わないが、可能な限り、発注ニーズの把握のうえ、発注企業の掘り起こしを行うこと。
- ・発注企業（発注可能性のある企業を含む）の掘り起こし状況について、適時、県と情報共有すること。
- ・発注企業については県内・県外を問わないが、県外の場合は近隣県に所在する企業であるなど、商談成立後の取引のしやすさに配慮すること。

ウ マッチング業務

- ・応募企業は県内に事業所・営業所等を有する事業者とし、原則としてインターネットやチラシ等を用いた公募によって集めるものとするが、公募と並行に個別企業への参加呼び掛けも可能とする。応募多数などの理由により選定を行う時は、発注企業及び県と協議のうえ、行うものとする。
- ・マッチングの手法や開催形態は個別商談会や展示会（オンラインも可）を基本とし、それ以外の方法を提案される場合は、あらかじめ県と協議するものとする。なお、開催にあたっては、3密を避けるなどの県のガイドラインを踏まえ、新型コロナウイルスの感染防止対策を行うこと。

エ フォローアップ業務

- ・商談の結果・進捗状況（成約、試作・見積、図面検討依頼、工場訪問、見込みなし等）は、応募企業に聞き取りを行うなどして、把握することとともに、適時、県と情報共有すること。

5 契約上限額

金5,037,230円（消費税及び地方消費税を含む）

6 監査及び検査

契約条項に規定するところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。
なお、必要に応じて前金払をすることができる。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。
- (4) 業務内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応すること。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

10 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部ものづくり産業振興課市場開拓班

Tel : 059 - 224 - 2393

FAX : 059-224-2078

E-mail : hanro@pref.mie.lg.jp

担当 : 仲